

# 公取中部だより 消費生活ダイジェスト

〈令和2年10月～12月の活動状況〉

問い合わせ先：公正取引委員会中部事務所総務課 [Tel:052-961-9421](tel:052-961-9421) (直)

**景品表示法**を中心に、公正取引委員会中部事務所の取組を御紹介します。

※中部事務所は消費者庁と協力して相談受付、事件調査、広報活動を行っています。

## 広報活動

### (1) 消費者セミナー

- ① 公正取引委員会（中部事務所）では、消費者団体や地方公共団体からの依頼を受け、勉強会や公開講座等に職員が講師として赴き、「消費者セミナー」を実施しています。令和2年9月及び12月には、石川県に所在する消費者団体に対してWeb会議システムにより行いました。この方法での実施は初めてのことです。

消費者セミナーでは、独占禁止法で禁止されている行為や市場経済における競争について説明します。また、景品表示法で禁止されている不当表示及び過大景品についても違反事例の紹介を交えてお話しています。今回は、主催者側にプロジェクターを準備していただき、説明している資料を投影してもらいました。受講者が、事前に郵送した資料と照らし合わせる

ことにより、資料のどの部分の説明が行われているのかが容易に分かるようにするためです。

- ② 令和2年11月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で、中部事務所主催の「消費者セミナー」を対面形式で実施しました。今回は、受講者数を例年の半数以下としましたが、募集開始後すぐに定員が埋まり参加をお断りしなければならない状況となりました。消費者団体の方々の関心の強さを改めて実感しました。

## **(2) 消費生活講座**

消費生活講座では、公正取引委員会の役割や独占禁止法の概要のほか、景品表示法の概要と同法の違反事例を中心に説明しています。

中部事務所では、愛知県内の大学等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する注意を払いつつ、対面形式での講座を実施しました。また、Webによるオンライン授業を実施している大学においては、大学の設備を利用してWeb会議システムでの講座を実施しました。

## **(3) 名古屋市消費生活フェア**

中部事務所では、平成29年度以降毎年、名古屋市主催の「消費生活フ

エア」に出展しています。これまで、パネルの展示や来場者へのクイズなどを行うことによって独占禁止法等の普及・啓発に当たってきました。

本年度の全体テーマは、「考えよう社会・地球・未来のこと～やってみよう！エシカル消費～」でした。一人一人が自身の消費行動を通じてよりよい社会・地球・未来をつくっていかうとするものです。この点については、我々消費者が厳しい目で商品を選択し、不公正な取引を排し、公正かつ自由な競争の実現に寄与していくことも重要ではないでしょうか。今回の展示では、この問題意識のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して社会問題となった「マスクの抱き合わせ販売」を取り上げています。

「消費生活フェア」は、令和元年度までは名古屋市中区の「オアシス21 銀河の広場」で開催されてきました。しかし、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、名古屋市 Web サイトでの特設ページでの展示等となりました。中部事務所からは、不当な抱き合わせ販売についてイラスト付きパネルを展示することで分かりやすく紹介しています。

## 中部事務所の活動概況

令和2年度第3四半期（10月～12月）においては、デジタル化が加速しました。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、第1四半期（4月～6月）には、中部事務所ウェブページを改装しました。また、大学でのオンデマンド方式による独占禁止法教室を開始しました。

第2四半期（7月～9月）には、Web会議システムを導入しました。そして、開催した会議等の概要や工夫を「中部事務所デジタル化への取組」としてウェブページで情報発信することとしました。

こうした取組が第3四半期には一段と進展していきます。Web会議等の開催回数はこの期間40回を超えました。中小企業団体、消費者団体、地方公共団体、弁護士会など相手先も広がっていきます。前述の情報発信の件数も倍増（10件）となりました。また、下請法基礎講習会のWeb開催と合わせてデジタル下請法道場を開設しました。振り返ってみれば、デジタルの活用を広く推し進めるという四半期でした。

これら的一方で、対面による意見交換等の重要性も指摘されています。「オンライン」と「対面」との使い分けについてどのように考えるのか、今後の論

点ではないでしょうか。